

## 水道用水供給事業に係る平成 30 年度料金改定協議の状況について

水道用水道供給事業については、今年度に電気料金の値下げに係る平成 30 年度以降の料金改定を予定していますが、その協議等の状況は次のとおりです。

### 1 料金改定の背景

- ◆現行料金は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間である。
- ◆受水市町(※)との現行料金改定協議において、期間中においても電気料金の値下げが短期的なものではないと見込まれた場合は、料金への反映を検討している。

※受水市町：近江八幡市・草津市・守山市・栗東市・甲賀市・野洲市・湖南市・東近江市  
 日野町・竜王町

### 2 平成 30 年度～平成 32 年度料金改定(案)

種別	現行料率	改定案	改定値幅
使用料金	使用水量 1 m <sup>3</sup> につき 31 円 30 銭	29 円 20 銭	▲2 円 10 銭

### 3 電気料金の値下げ内容

- ・原子力発電の運転再開による電気料金の値下げ
- ・法人特約契約による割引の適用

### 4 使用料金の算定式

維持管理費(※1)	÷	責任水量	÷	日数(※2)	≒	使用料金
4,620,741千円		144,570m <sup>3</sup> /日		1,096日		29円20銭/m <sup>3</sup>

※1 維持管理費(電気料金、人件費、委託料、薬品費等)

※2 日数(平成30年度～平成32年度)

(料金改定・電気料金の値下げによる影響は、収入支出ともに年間約 1 億円減額の見込み)

### 5 受水市町との協議経過

- ・滋賀県湖南水道用水供給事業連絡幹事会(担当課長会議：平成 29 年 9 月 20 日開催)
- ・滋賀県湖南水道用水供給事業連絡協議会(担当部長会議：平成 29 年 10 月 31 日開催)

※改定案のとおり受水市町了承

### 6 今後の予定

- ・県議会 2 月定例会議で料金改定の条例案提出
- ・平成 30 年 4 月より料金改定